第五項の表仙台ＤＭＥの項中「昭和52年２月24日」の次に「（平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

名取上欄にＤＭＥ同じ	Ｎ38°08′Ｅ140°54′宮城県名取市	1,180	1な	しＮＡＥ	24時間	平成22年12月16日	名取ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
第五項の表羽田ＤＭＥの項の次に次のように加える。							
松江上欄にＤＭＥ同じ	Ｎ35°33′Ｅ133°06′島根県松江市	1,068	3な	しＭＡＥ	24時間	平成22年12月16日	松江ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
第五項の表出雲ＤＭＥの項中「昭和56年９月３日」の次に「（平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止）」を加え、同表の次に次のように加える。							
雲州上欄にＤＭＥ同じ	Ｎ35°25′Ｅ132°54′島根県簸川郡斐川町	994	1.5な	しＵＳＥ	7時30分から20時30分まで	平成22年12月16日	雲州ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

附　則

この告示は、平成二十二年十二月十六日から施行する。

○国土交通省告示第千三百五十八号

新千歳空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　新千歳空港　北海道千歳市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十二年国土交通省告示第七十八号を参照。）

イ　誘導路

延長　一万五千四百四十四メートル

ロ　エプロン

面積　七十三万六千四百二十二平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十二年十一月十六日

○国土交通省告示第千三百五十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十六条の四第三項の規定に基づき、自衛隊の設置する飛行場について公共の用に供すべき施設を指定する告示（昭和四十四年運輸省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

四中「北緯三十六度二十三分三十七秒、東経百三十六度二十四分二十八秒」を「北緯三十六度二十三分三十八秒、東経百三十六度二十四分二十七秒、標高六・七メートル」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千三百六十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年七月二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十一月十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊜Ｇ―2142	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｊ08Ｅ―ＶＧＡ	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊜Ｇ―2152	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｅ13Ｃ―ＶＨＡ	〃

○国土交通省告示第千三百六十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年七月七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十一月十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊜ＧＳ―350	一酸化炭素等発散防止装置　コマツ　ＳＡＡ４Ｄ95Ｌ Ｅ―５―Ａ	株式会社小松製作所　東京都港区赤坂二丁目３番６号

○国土交通省告示第千三百六十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年七月十三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十一月十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43―28Ｒ―000051	警音器　トヨタ　Ｙ２―Ａ	トヨタ　ＬＤＦ―ＫＤＹ２２１、トヨタ　ＬＤＦ―ＫＤＹ２３１、トヨタ　ＬＤＦ―ＫＤＹ２４１Ｖ、トヨタ　ＬＤＦ―ＫＤＹ２７１、トヨタ　ＬＤＦ―ＫＤＹ２８１	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千三百六十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年七月十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十一月十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫